

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月25日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宜

奈良県公安委員会規則第6号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。